

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）２５条２項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第１ 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第２ 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成２９年３月２９日付けで通知した法２５条２項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第３ 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

請求人は、傷病世帯として月額１１９，０３０円の保護を受けているが、１９３，９００円ないし１５０，０００円は保護費を受給できるはずである。

第４ 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法４５条２項により棄却すべきである。

第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成 2 9 年 8 月 3 日	諮問
平成 2 9 年 9 月 1 5 日	審議（第 1 3 回第 1 部会）
平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日	審議（第 1 4 回第 1 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされており、当該基準は保護基準のことである。
- (2) 生活保護では、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、冬季加算が生活扶助費に上乗せして支給される。冬季加算地区区分は保護基準別表第 1・第 1 章・1・(2)・イに、冬季加算の支給期間と支給額は、同(1)・ア・(ア)・第 2 類に規定されている。
- (3) 法 2 5 条 2 項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとし、その場合には、法 2 4 条 4 項を準用し、当該書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

2 本件処分について

- (1) これを本件についてみると、請求人世帯は、請求人の外に、請求外・〇〇さんが都営住宅に同居しており、2 人世帯である。ま

た、請求人らは東京都〇〇在住であることが認められる。

保護基準によれば、東京都（〇〇含む。）の地区区分はⅥ区であり、Ⅵ区における２人世帯の冬季加算は月額３，６６０円、支給期間は１１月から３月の間である（保護基準別表第１・第１章・１・(1)・ア・(ア)・第２類）。

したがって、請求人世帯に対しては、平成２９年３月までは冬季加算３，６６０円が支給されたが、同年４月は冬季加算支給対象外であり、同月から生活保護費の支給額が３，６６０円減額となることが認められる。

- (2) よって、冬季加算削除を理由に生活保護費を１４４，１３０円に変更（３，６６０円減額）する内容の本件処分は、法及び保護基準に従った適正なものであり、違法又は不当な点はないと認められる。

3 請求人の主張について

ところで、請求人は、現在の受給額より多くの生活保護費を受給できるはずである旨の主張をしているので、念のため付言するに、保護基準別表第１・第１章・１・(1)・ア・(ア)・第１類及び第２類によれば、平成２９年４月１日時点における請求人世帯の基準生活費は、月額１１９，０３０円となることが認められる。

また、請求人世帯の都営住宅家賃は実費である２５，１００円であることから、処分庁が支払っている住宅扶助額は合理的であることが認められる。

したがって、本件処分通知書に記載された請求人世帯に対する生活保護費の支給額につき、違算は認められないので、請求人の上記主張には理由がない。

4 処分理由の記載について

なお、本件処分通知書の保護変更の理由欄には、「冬季加算削除」の外に「基準改定」との記載がなされているが、これは処分庁のシ

システムの処理上、生活保護費に変更がない世帯にも、平成29年4月1日付けで保護基準の一部が改定されていることを周知するために、自動的に記載されていることが認められるが、この記載のみから請求人において本件処分の理由が冬季加算の不計上であることを理解することは不可能であり、理由附記の運用が不相当であると認められるため、早急に改善すべきである。

5 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、窪木登志子、川合敏樹

参考資料 (略)